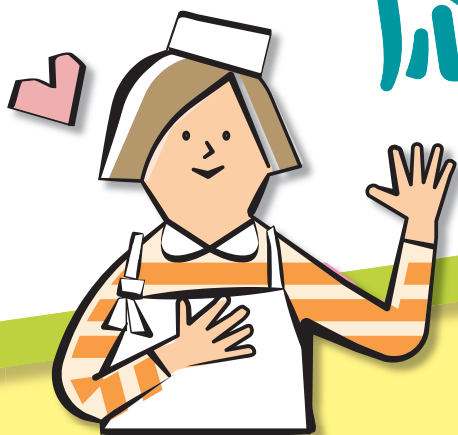


岩倉市 ビジネスサポート センター

令和
7年度



岩倉市 がんばる中小企業等 応援補助金



岩倉市では市内のがんばる

中小企業者を対象に、補助金を交付します。

交付を希望される場合は **事業を実施する前** に、

岩倉市ビジネスサポートセンターまで **ご相談ください。**

※詳しくは裏面をご覧ください。





以下のメニューで補助金を交付します。



No.	助成の種類	補 助 対 象	補助対象経費及び補助率	補助限度額
1	販 路 拡 大	①新規顧客獲得を図るための市内外で開催される見本市または展示会等への出展料等(販売が伴う場合は不可)	出展小間料および装飾費の1/2	10万円 同一年度 ①②③の いずれか1回限り
		②製品・サービス等の販売を目的として行う電子商取引(ECサイト)の開設または新規出店にかかる費用	システム構築費、サービス利用料(ランニングコストを除く)の1/2	
		NEW ③販路開拓を目的とした自社ホームページの開設又は改修にかかる費用	システム構築費、サービス利用料(ランニングコストを除く)の1/2	
2	人 材 確 保	人材確保を図るための市内外で開催される合同企業説明会などへの出展料等	出展小間料および装飾費の1/2	10万円 同一年度1回限り
3	BCP(事業継続計画)策定等	自社のBCP策定に要する専門家等へのコンサルティング費用および計画書に基づく対策費用	コンサルティング費および備品費、設備導入費の1/2	10万円 同一年度1回限り
4	NEW 新 商 品 開 発	NEW 新商品・新サービスを開発するために必要な費用	岩倉市ビジネスサポートセンターが対象と認める費用(下記別表)の1/2	10万円または20万円(※) 同一年度1回限り

(※) ふるさと納税返礼品登録加算 …… 開発した新商品・新サービスを岩倉市のふるさと納税返礼品として登録する場合、補助限度額が20万円となります。補助金申請前の事前相談において返礼品登録が可能かどうかの審査を行い、認められた場合のみ対象となります。

【注 意 事 項】

交付対象者は、岩倉市内に継続的に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法規定による）で、次のいずれにも該当しないものとします。

- ①岩倉市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している。
- ②市町村民税等の滞納がある。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業である。

助成を受けるためには、岩倉市ビジネスサポートセンターへ事前相談した上で補助金を申請し、交付決定後に事業を開始する必要があります。

補助金は予算の範囲内において交付するものとします。

「岩倉市がんばる中小企業等応援補助金」は補助対象事業及びそれに伴う支払等が **令和8年3月31日**までに終了する必要があります。

補助額は補助対象経費の50%と補助限度額のいずれか小さい方となり、100円未満の金額は切り捨てとなります。また、次に掲げるものは **補助対象外** となります。

- ①他の補助金の対象となつて
- ②飲食に要する経費
- ③補助対象経費に係る消費税
- ④記念品及び景品に要する経費

別表 新商品開発における補助の対象とする経費

費 目	概 要
謝 礼	補助対象事業について指導を受けた外部専門家への謝礼金・報酬
消 耗 品 費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	補助対象事業における印刷製本費
委 託 料	補助対象事業に必要な外部事業者への委託料
手 数 料	各種許認可取得や検査に際して支払う手数料
原 材 料 費	補助対象事業に使用する原材料費
賃 借 料	補助対象事業に使用する施設や機器等の賃借料
備品購入費	補助対象事業に必要な備品の購入費
その他の経費	その他、ビジネスサポートセンターが必要と認める費用

交付を希望される場合は **事業を実施する前** に、**岩倉市ビジネスサポートセンター**までご相談ください。



【問い合わせ】

岩倉市ビジネスサポートセンター（岩倉市商工会内 0587-66-3400）

